

第10回改革推進会議

日 時 平成20年10月21日（火）

14：45～16：15

場 所 島根県職員会館 多目的ホール

開 会

○ 委員長

それでは、ただいまから第10回の改革推進会議を開催させていただきたいと思います。

本日は、第10回ということで御案内を差し上げましたところ、大変御多忙の中をお集まりいただきましてありがとうございます。

この会議では、島根県による財政健全化の取り組みについて先般提言を申し上げ、これの実施状況についてフォローアップしていくということが、この会議に今課せられた仕事だというふうに考えてございます。今後とも県の財政運営のあり方について意見を述べさせていただくということで役割を果たしていきたいというふうに考えているところでございます。

今日のところは、平成20年度、今年度の予算並びに執行状況を踏まえた財政見通し、並びに来年度の当初予算の要求基準等につきまして、事務局から御説明をちょうだいしたいと思います。

また、現在、行政改革専門小委員会という委員会で県の行政改革の推進方策について専門的な観点から検討が行われているということについては、皆様御承知のことと思います。このメンバーの中から小松委員様並びに熊谷委員様が出席していただいて、精力的に御議論していただいているというふうに伺っております。本日は、その検討状況につきまして、専門委員会の委員長もお務めになっておられます小松委員様の方から御報告をいただくことにしております。小松委員さん、どうぞひとつよろしく願いいたします。

先ほど申しあげましたように、県の方から御説明を受け、また小松委員さんの方から専門委員会の報告を受けながら、こういったことについて忌憚のない御意見をちょうだいしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、溝口知事様にもお出かけをいただいております。一言ここでごあいさつをちょうだいできればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○ 知事

本日は、御多忙のところ、皆様方にお集まりをいただきましてまことにありがとうございます。

います。本年度も委員の皆様には御意見をちょうだいしながら県財政に当たってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、先ほど委員長からもお話がございましたが、10年に及ぶ先行きの見通しをつくって財政の健全化を進めているわけですが、経済の状況の変化あるいは国の政策の変化等によりまして、毎年度これをローリングして見直していくということになっているわけですが、その改訂版の見通しができまして、それを本日御説明させていただき、またそういうものを踏まえまして21年度の予算の編成に当たっていきたく考えているところでございます。

総務部長がこの後、説明いたしますけれども、収支の見通しは平成20年度予算編成によりまして、これまでのところ収支が基本方針の見通しに沿って進んでいるなという感じがいたします。その意味するところは、今後もまだ改革の努力を続けなければ赤字がかなり続くということを逆に意味するわけですが、基本方針を基本的に維持しながらやっていかなければならないだろうという状況にあるのではないかとと思いますが、他方で最近の世界の経済・金融情勢を見ますと、非常に想像を絶するような大きな波乱が起こっているわけですが、私どももちょっと考えを、想像を超えるような大きな動きでございしますが、幸い日本の方はそうした新しい金融商品、そういったものに対する投資を余りしないで済んだといえますか、実はできなかったわけですが、金融機関の健全性は、欧米の金融機関と比べると健全性が保たれているわけですが、しかし欧米できっと消費の落ち込み、設備投資の減退が起こると、これは輸出等を通じまして新興国、それからそういう国に輸出をしております日本も大きな影響を時とともに受けることになるだろうと思っております。容易ならざる事態も起こり得るわけですが、そういう対応も考えていかなければならない時期にあると考えております。

国の方におきまして、補正予算は先般の国会審議で与野党のある意味での協調のもとに通過をいたしましたけれども、さらなる対策も必要だという状況で検討もしているわけですが、私どももそういう国の対応を踏まえながら適切な対応をしていかなければならないだろうと思っております。

それからもう一つの議題でありますけれども、委員長が御紹介されましたように、行政改革専門小委員会におきまして、公の施設、外郭団体の見直しについて検討をいただいているところでございます。それについても御報告があるわけですが、本日は皆様方からこうした問題につきまして忌憚のない御意見をちょうだいし、またそれを私どももよ

く吟味、検討させていただきまして、今後の施策に反映をしてみたいと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単でございますけども、ごあいさついたします。

○ 委員長

ありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして、新任の委員さんを御紹介させていただきたいと思います。

この改革推進会議の委員の任期は1年というふうになってございますが、再任できるというふうにされております。今年度更新に当たりまして、ほとんどの委員さんには再任を御了承いただいたところでございますが、田江委員さん、吉岡委員さんにおかれましては退任されまして、新たに陶山委員さん、並びに野村委員さんが就任をされたところでございます。

せっかくでございますので、新しく委員に就任されました陶山委員さんの方から一言ごあいさつをいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 委員

島根電工の社長をしております陶山でございます。よろしくお願いいたします。

前任の今井書店の田江社長にかわりまして、今回から出席させていただきます。

事前に資料を読ませていただきましたけど、厳しい財政の中を健全化に努力されているという数値が並んでおりまして、本当に感心したところで、逆に私自身が勉強させていただきました。それから、この改革が集中改革ということで、大変県の職員さんの努力がうかがえるところじゃないかなと思って読ませていただきました。

ただ、私自身、歳出もでございますが、もっと我々民間が歳入の方も努力すべきじゃないかなというふうに思っております。本当にそういう点ではまだまだ県民の意識が足りないじゃないかなというふうに思ったところでございます。ここで勉強させていただきまして、また意見があれば言わせていただこうかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 委員長

どうもありがとうございました。

なお、野村委員さんにおかれましては、本日、所用のために御欠席ということでございます。

また、松永委員さんにおかれましては、御出席の御予定でございましたが、急遽御欠席

という連絡をちょうだいしておりますので、御紹介をさせていただきます。

財政見通し及び平成21年度の当初予算要求基準について

○ 委員長

それでは、この次第によりまして2件、御報告をちょうだいしたいと思います。

まず、次第の最初の方でございますが、「財政見通し」及び「平成21年度の当初予算要求基準」についてということで御説明を事務局の方から受けたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

[事務局説明]

○ 委員長

ありがとうございました。

大変な削減努力というのをやっけていただいているようでございます。来年度の当初予算の編成に当たっての要求基準等も、真にやらなければならない事業についてはシーリングをかけないが、ほかの部分についてはかなり大幅な削減のシーリングというようなことでございました。

皆様方の方から何か御質問あるいは御意見等ございましたら、どうぞ御自由に御発言いただきたいと思います。いかがでございましょうか。

見通しのところで、集中改革期間、それから10年間の改革といったことで、それぞれ数字を示していただいております。まずこちらの方から、それじゃあ何か御質問等でもありましたらお伺いしましょうか。

○ 委員

私、聞き漏らしたものですから、ちょっと教えていただきたいんですけども、2ページで収支改善策の内容のところがありまして、財源の確保というところがございました。これはどのようなものでしょうか。

○ 事務局

この財源の確保でございますが、2ページの(7)の内訳の中で、財源の確保と書いてあります。これは財政健全化基本方針でも、もろもろの対応をしていくということにしておりました。1つは、年度末に向けての経費の効率的な執行というものでございます。例

えば、一定のソフト事業の経費があつたら、それをもう使い切りの発想ではなくて、本当に必要な分だけ十分考えながら使っていくというようなもので、それで財源を確保していくというものでございます。あとは、県税の関係でしたら、県税の徴収率をなるべく確保していく、あるいは公有財産の遊休地などがあつたらそれを売却していくとか、その他、使用料等適正でないものがあつたら見直していくというような、万般の対策がこの財源の確保の中に入っているものでございます。

見かけ上、非常に額が大きいものでございますけれども、この中で大きいのが年度末に向けての経費の効率的な執行で、予算を使い切りの発想じゃなくて、例えば100万円あつたら本当に必要な分だけ効率的に執行して50万円残していくといったような部分が実際多くございまして、平成20年度、47億円と書いていますが、大体1年で50億円ぐらいをめどとして、効率的な執行で年度末までに経費の節減で残していく、あるいは年度末までに財産の売却等で今までの努力以上で一定の額を確保していくというのが、大体50億円ぐらいを目標としております。それ以外のものについては、先ほど申し上げましたいろんな県税の徴収の確保、あるいは地方財政対策の強化といったものもあると思いますし、あるいは産業活性化による税源涵養といったものがあると思います、そういうものを確保していきたいというものでございます。

平成29年度でこの財源の確保部分が130億円に広がっておりますけれども、それは先ほど申し上げました地方財政対策の強化、あるいは税源涵養といった、あらゆる努力で財源の確保に努めていくというもので、こういうような見通しを昨年の財政健全化基本方針でお示ししているところでございます。

○ 委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

来年度予算の要求基準についてはいかがでしょうか。

なかなかこのソフト事業の△15%というのは非常に厳しいというような感じが。私どもの組織でもちょうど今、予算編成基準をつくっているところなんです、15%こういったソフト事業にシーリングかけていくというのは非常に厳しい。これ県民の皆様方からは、えっ、そんな事業もなくなるの、というようなこともお声としてはあるいは出てくる可能性もあるということで、大変な苦渋の選択だと思うんですが、どういったところを一番苦労されているかというようなところですね、何かお聞かせいただければなと思うんですけれども。

○ 事務局

この部局調整枠の一般施策経費マイナス15%でございますが、一般施策経費については、この集中改革期間中に半減させるということで、マイナス50%にするというもので、それを1年当たりにはしますとマイナス15%ということになってまいります。この一般施策経費は、いろんなソフト関係の経費あるいは補助金のようなものです。削減に当たりましては、なるべく各部局がそれぞれ所管しているソフト事業あるいは補助金の中で、やはり必要性、緊急性といったものをよく見まして、こういうものについてはなるべく確保していこう、あるいはこういうものについては必ずしも優先度あるいは緊急性がないんじゃないかということでスクラップしていくとか、そういうようなことを組み合わせてやっております。

これは非常に各部局多様にわたるものでございまして、大体予算要求がまとまります12月上旬ぐらいになりまして、スクラップしたものの主なものというのを整理いたしましてお示ししているという作業をしております。スクラップの内容としては、いろいろなソフト事業、イベント系統、あるいは補助金の額で優先度が低いものを廃止したりあるいは額を落としたりとか、非常に多様なものが入っております。

ただ一方で、(3)の重点調整経費の方で、本当に必要なものについては個別に総務部と協議してつけていくということで、例えば医療、福祉の関係でしたら、例えば医師確保対策の奨学金ですとか、あるいは産業振興でしたらITですとか、そういったものは非常に単品、個別に予算編成の中で最終的に決めていくというやり方をとっております。

○ 委員

今御説明いただいたことに関連して、農業も水産業も今、原油の価格高騰で厳しい時期を迎えていますが、これに対して思い切った対策をお考えでしたら、お聞きしたいんですけども。

○ 事務局

21年度の当初予算については、これから年末あるいは来年の2月議会にかけて具体的には検討していくものでございますけども、20年度の、今年度の予算編成の中では、農業分野について一定の真に必要なものについては重点配分をしております。いろんなものがありますけれども、例えば地域貢献型の担い手育成というものが必要になっています。このごろ耕作放棄地など増えておりますので、そういうところの担い手をどういうふうに確保していくかというのが重要な課題になっておりますので、そういう地域にいろいろと

貢献する担い手確保の組織化のための一定の補助金ですとかを重点配分しております。あるいは原油高騰の関係で御指摘がありましたけれども、原油高騰はいろいろな分野にまたがるものなのですが、農業の関係でいいますと、重油が高騰しているということがありまして、ハウス栽培で燃油の使用の効率化に資するような機器、あるいはビニールのハウスみたいなものについて、国庫補助制度を活用しながら一部県費で助成するとか、本当に必要な部分について重点配分するという考え方でやっております。

○ 委員

消費者が今、景気が悪くなって買い控えをしているせいもあって野菜の値が下がっています。地産地消に国が力を入れて今後もやっていかれるみたいですが、県としても消費者の皆さんを含めての意識改革が必要かと思います。県民全体の意識に「地元のものを食べましょう」と訴えるような取り組みがありましたら教えてください。

○ 事務局

地産地消というのは、おっしゃいましたように望ましい方向という基本認識を持っておりまして、ちょっと個別の事業で今お示しできませんけれども、なるべく地域の産物を消費して地域内経済を循環させていこうというような考え方に立って、いろいろなPRとかは県の施策として取り組んでいるところでございます。

○ 委員

委員長さんの方から質問があった点で、まだ理解が十分できていませんので、改めてお聞きをしたいと思います。一般施策経費15%カット、そのやり方ですけど、各事業一律に15%カットするということが前提なのか、各部あるいはそれぞれの部で共管をするような事業もあろうかと思っておりますが、優先順位をつけながら全体で15%になるような形でこれを実施するのか、お教えいただきたいと思っております。

○ 事務局

おっしゃいますとおり、この15%のマイナスシーリングというのは、これは一律でマイナスシーリングかけるというものではございません。部局調整枠というのは各部局において当該年度の予算があるわけでございますけれども、トータルとしてはマイナス15%削減するというところでございますけれども、個々の事業について一律に15%にするのではなくて、例えばもう事業の意義が薄れたですとか、一定の事業の目的が達成されたようなものについては、それはもう廃止するですとか、あるいは15%よりもさらに半減するですとか、そういうことを行いながら、一方で、本当に必要なものについては、物によ

っては増額というのもあり得ると思います。別にそこで枠をはめて増やしちやいかんとか、そういうことはありません。個々の部局の中で優先順位を立てまして、全体として削減をしていく作業をしております。

○ 委員

そこで、県のお使いになるお金という先には、県民の生活や県民の活動が随分たくさんあるわけで、例えば一定の活動をしているけれども県費助成はなくなるというような場合だって想定できなくもない。そういう意味では、該当する団体とは、しっかりとこの事情なりを説明していただき、納得づくで経費が有効に使われるようにぜひしていただきたい。

○ 知事

この数字だけ見ますとなかなかイメージがわきにくいんですけども、それから実際に何をするかというのは個別のものを見ないとわからないところもあるのですが、非常に大ざっぱな感じとして影響をつかむのは、最初の財政見通しという紙の2ページ目の(7)の表ですね、(7)今後必要となる収支改善額の目安というのがございますね。それで、来年度のことになりますと、70億円ぐらいの削減が今後の見通しからすると必要になるでしょうというのがこの見通しなんですけど、その1つとして行政の効率化の、スリム化で5億円と、それから事務事業の見直しで10億円、財源の確保は先ほど申し上げました執行段階での節約とか、節約といったものじゃなくて、いわば見通しがいろんなところでやや余裕持って予算を組まなきゃいけないところがありましてね、こっちでは増えたけれども、こっちでは減るというので、全体を見ると50億円ぐらいでるということが起こるんですね。

そういうものも入ってますから、歳出で見ますと、行政の効率化、スリム化で5億円程度、事務事業の見直しで10億円程度といったことございまして、長い目でできるだけ影響が少なくなるように徐々にやるというのが今の健全化の基本方針でございまして、事務事業の中には、今の予算要求基準の公共事業も、県費負担ベースでは7%を減額いたしますけども、ほかで性質上追加しなきゃいかんものは追加をするということでございまして、部局調整経費も原則はこのようなシーリングですが、個別調整経費というのがございまして、そういうところでできるだけ配慮をしていこうということになってございまして、具体的な施策がたくさんございますからお示しできないので、説明ができないのは残念ですけども、感じとしてはそうドラスチックじゃなくて、徐々にやっていくというものです。

今までは個別団体まで例えば支援をしていましたけれども、全体をまとめて県全体の組

織を通じてやることによって少し抑制をするとか、いろいろな手法がございますが、できるだけ今の御意見にもございましたように、ドラスチックな影響を避けるようにしてやっていき、地道にやっていくというのが基本方針でございます。御意見を踏まえまして対応してまいりたいと思います。

○ 委員

済みません、もとに戻りますが、今の資料1の1ページなんですが、御説明いただいた中で少し整理しますと、(3)というのがありますが、当初、溝口知事もおっしゃったんですが、(4)における想定される収支改善は、恐らくこれはほぼなくなって基本方針どおりでいけるのではないかというお話だったかと思いますが、そうしていった場合でも平成23年度で基金残高が消えてしまう、マイナスになってますけども、これに対してはどういうふうに考えていけばよろしいのでしょうか。例えば、先ほどもありました年度末ということを考えていけば、そこまで心配しなくてもいいものであるのか。

○ 知事

その表でいいますと、(3)で、平成20年度予算編成まで実施した措置でいくと、この152億円の収支赤字が、平成21年度が170、180、165億円と、こう来るわけですね。そうすると、積立金は平成23年度ではなくなると、これではいけないので、さらに追加の収支改善額が47億円、平成21年度は70億円ぐらい必要だろうということになるわけです。70億円の改善を達成しようとする、先ほどの(7)の表になるわけですね。(7)の表では、行政の効率化・スリム化で5億円程度、それから事務事業の見直しで10億円程度、財源の確保で55億円程度とございますが、この中にはいわゆる各費目において過不足がありますが、ならしてみるとそう厳しい抑制をするんじゃないでも生じ得るところがあります。歳出の方では、効率化・スリム化で5億円程度、事務事業の見直しで10億円程度ということになっているわけです。もちろんそれ以外にも歳入確保のために資産を売却すとか収入を増やすというのもこの中にあります。

実は、この見通しは、先ほど来御説明しておりますけども、職員の給与のカットというのを、こういう状況で申しわけないんで、去年、条例で4年間について行うことにさせていただいているわけです。実はその措置はその前からも続いているわけでございますが、昨年の財政健全化基本方針を組み立てる段階で、職員組合の方々とも相談をしながらしましたから、それが一つと、それからやはり定員の削減というのがございます。それを織り込んでいくわけです。

いつも申し上げるんですけども、一般財源といういわば現金収入の部分が大体3,000億円ぐらいあるんですね。そのうち給与費が1,000億円ぐらいあります。それから公債費という過去の借金による元利償還が1,000億円弱、900億円ぐらいありまして、残り1,000億円ぐらいが政策的な経費ですけれども、そのうちいろんな義務的な経費があります、社会保障の関連だとかで。そういうのを除きますと、政策経費というのが400億円程度になるんですね。その400億円の中では、そんなに大きな額は県民の生活にも及びますから、そこで人件費のところ、ある程度職員組合の人にも理解いただいてカットしなきゃいかんということになるわけです。実はその部分がやはり財政の健全化で大きな役割を演じておるんですね。その点は職員の方には申しわけないけども、そういうことをやる。

それから、定員の削減を10年間で1,500人、これまで1,000人ぐらいでございましたが、500人増やして1,500人ぐらい、これも徐々にやってまいります。このところ団塊世代の人たちがリタイアをしていく時期に入っているんですね。その人たちの採用が実は過去においては非常に多かった時代でございますから、解雇をするということじゃなくて、定年が来られておやめになっていく人がかなり増えていると。問題は、じゃあ新規採用でどこまで埋めるかということによって人員の削減ができるわけでございます。埋めるときにここを少し節約しようというようなことでやってきておまして、やはり人件費を地方財政の場合はどうするかというのが非常に大きい課題になっておまして、この部分は、いわば4年間の給与カットというのを条例で議会にもお認めいただきましたので、その分が入ってないんで、入ってないというのはもう既に決定をした改善額の中に入っておりますから、今後の話としては新たな措置としては入ってないので非常に額が小さく見えるということじゃないかと思うんです。他方で、率だけで見ると、非常に狭いところで削減しますから、率が大きそうに見えるということではなかろうかということでございます。

そういう意味で、全体像を見るとそんな感じでございます。数字からはなかなか私も想像しにくいところがございますが、いずれにしても施策経費、県民生活にかかわるようなところでは、なるべく徐々にやっていこうという方針でやりたいと思っております。

○ 委員

済みません、理解してないのかもしれませんが、ということになりますと、やはり

(2)にある基本方針、今年度は大体ほぼこういうふうに進んでいると。その先を見ても大体この水準で、経済情勢とかいろんな世界的なこともありますけども、そういうふうに見ていて問題はないということなんでしょうか。

○ 知事

この見通しは、先ほどの見通しの資料の4ページにいろんな前提条件が書いてございますね。4ページの景気動向のところを見ると、まだ名目の成長が1%ぐらい続くという前提でございますから、実際は多分そんなふうにならない可能性もありますし、それから原油の高騰等は高原状況が若干下がっても続くでしょうから、そういう対策も必要でありますからね。来年から再来年にかけてはそういう配慮もしなきゃいかんだろうと。その場合も、なるべく基本方針の大きな枠組みを崩さないような形でできないかなと。ほかの財源も確保しなきゃいけませんし、国にも財源対策をお願いするというようなことで、今それは別の問題として、この基本方針とは別な問題として今、検討をし始めているということでございます。

そういう意味じゃ、基本方針と経済情勢によってここから若干離れるというようなことも一時的にはあり得ると、そういう柔軟な対応も今の状況を見ると必要かなと思っていますが、またそれは今後の予算編成の過程で検討して御報告申し上げたいと思います。

行政改革専門小委員会からの報告について

○ 委員長

次第の2番目でございますが、冒頭申し上げましたように、行政改革専門小委員会、小松委員さんの方が熊谷委員さんとお二人、専門委員会の方にお出かけになっていただいて、小松委員さんが委員長をお務めいただきました。ということで、今日のところは小松委員長の方から、現在まだ途中でございますが、その経過報告ということで御報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 小委員長

行政改革専門小委員会の委員長を務めます小松でございます。

この行政改革専門小委員会は、改革推進会議の中に位置づけられております委員会でございます。本日はせっかくの機会でございますので、専門小委員会の経過や審議の状況につきまして御報告させていただきます。

お手元の資料ナンバー3をごらんいただきたいと思います。まず、行政改革専門小委員会の概要でございますけれども、行政改革専門小委員会は、先ほどもありましたとおり、

県の行政改革の推進方策について専門的な観点から検討を行うために設置されましたものであります。公の施設、外郭団体の見直しをテーマとしておりまして、ただいま検討中でございます。その背景ですけれども、改革推進会議で提言をさせていただきました、それを受けて県の方では財政健全化基本方針というのを平成19年の10月に策定しておられます。その中で、公の施設、外郭団体について、見直しについて方針を立てておられます。それを受けまして付託されたものでございます。委員の数は5名、この推進会議から私と熊谷委員が参画しているということでございます。

まず、公の施設でございますけれども、検討対象の公の施設についてお話ししたいと思いますので、資料の3-2をごらんいただけますでしょうか。公の施設は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために地方公共団体が設置したものでございます。島根県においても、集客施設を初め、さまざまな分野の施設を通して私ども県民にサービスが提供されているということでございます。

公の施設の一覧表は、表にあるとおりでございますが、その中で下の黒塗りに網かけしている施設がございます。これは今回の見直し検討から、検討の対象外とする施設として位置づけております。まずその検討の対象外とする施設ですが、法令等により設置を義務づけられている施設、これが4施設ございます。それから他の組織において公の施設のあり方が検討された施設、これが2施設。それから一番下は生活に必要な社会基盤である施設。これらの施設につきましては、見直しの検討の対象外としております。

その結果、上の方ですけれども、まず7つの集客施設、それから6つの貸し出し・研修施設、8つの体育施設、10のレクリエーション・文教施設、6つの専門教育・研究施設につきまして、見直しの対象として議論を進めているところでございます。

まずは、公の施設における検討対象についてお話しさせていただきました。

その次は、外郭団体についてでございます。3-3の資料を見ていただければと思います。行政の業務を補完するために設立され、県が出資や財政的、人的な関与を行っている団体、これが外郭団体の位置づけでございます。県が外郭団体として整理しておられるのは、現在合計で43団体ございます。その中で、黒く塗ってあって白字で抜いてある団体ですが、委員会を設置して検討中の林業公社、国が指導監督を今行っておられます金融系3団体、この4団体を検証の対象外といたしまして、39団体を対象としております。ただ、その中で、これは網かけになっている部分がございますが、県のかかわり合いが広範で大きい団体、県の経営評価をされている団体、それから県の支出総額が1億を超える団

体、そういった団体でございますが、検討の中ではその団体を中心に据えて議論を進めているところでございます。まず、そういう対象の中で議論が行われているということを御報告させていただきます。

次に、資料3の2ページから3ページにかけてでございます。これは会議の開催状況を整理したものでございます。

第1回目は、20年3月17日から始まりました。その間、現地視察を2回やりまして、まずは島根県西部、それから島根県東部の代表的な施設をお邪魔して、ヒアリングしながら視察をさせていただきました。

それから3回目では、公益法人制度改革、これは12月から施行になりますけれども、その概要説明を受けました。

それから第4回目、8月から、公の施設のあり方について意見交換をしております。検討に当たっての観点は、そこに明記してございますが、まずは、社会経済情勢の変化に伴い当初の設置目的及び意義が薄れていないかどうか、これは公共性の観点です。それから、民間で同種のサービスが提供されている施設はないか、民営化できないか、これは代替性の観点。それから、広域的団体としての県が設置する必要があるのかどうか、これは広域性の観点。それから、利用率が低下するなど県民にとって有用性が低下していないか。運営面や利用面の工夫により、施設のより効果的な有効な活用が図れないか、これは有用性の観点。厳しい財政状況の中で施設設置の緊要性があるかどうか。それから、コスト削減の方策は考えられないか、等々の観点から意見を交換しています。

続きまして、第5回は、外郭団体についてのあり方の意見交換をしております。検討に当たっての観点は、社会経済情勢や県民ニーズの変化に団体の活動内容が適応しているかどうか。経営の健全性が確保されているかどうか。それから、公益法人制度改革への対応についての留意すべき点は何か。それから、民間のノウハウやマネジメントの手法を取り入れ、効果的・効率的な事業の実施ができないか。それから、団体運営の自主・自律性をどう高めるかといったことを観点に、意見交換をしているところでございます。

昨日、第6回の会議がありまして、これまでのさまざまな意見の論点を整理するために協議をさせていただきました。

その意見を一部紹介しますと、公の施設では、民間事業者や市町村によるサービス提供が進み、県がサービスを提供しなくてもよくなってる分野、施設があるのではないか。次の点は、市町村の広域化に伴い県が設置する施設の利用者の多くが一定の市町村に限られ

てる場合、県が引き続き運営する必要性が薄れてきているのではないかと。次は、価値は高いものの利用状況が低迷している施設がある。施設の魅力を再評価してPRに生かすべきではないかと。そして、民間ノウハウを活用してサービス向上を図るとともに、施設の管理運営にかかるコストの削減策を検討すべきではないかと。こういった意見が、公の施設でございました。

それから、外郭団体につきましては、設立当初の目的が達成された団体、または目的の社会的意義が低下した団体については、存在意義やあり方について検討が必要ではないかと。それから、民間事業者が担えることは民間事業者に任せるという視点も必要ではないかと。資産を取り崩して事業を行っている団体については、将来的な団体の経営について団体みずからが考えることも必要ではないかということです。それから、県と団体の関係がどうあるべきかについて、今後は県の出資比率などに応じて検討することが必要ではないかと。これは公益法人制度改革の関連で、こういうことがまた求められているということです。それから、理事会や評議会等で活発な議論をしていくためには、役員を選任のあり方について見直すことが必要ではないかと。これは委任状出席が多いということもありまして、それに伴った御意見でございます。

現在、提言案の検討を行っているところでございます。公の施設、外郭団体については、対象数も多く、限られた審議期間の中で個別具体的な提言まで踏み込めるものではありませんが、見直しの基本的な考えや方向性につきまして11月中には提言を取りまとめまして、知事へ提出したいと考えております。

このような審議過程を経まして、さまざまな意見がありますが、それを共通で考えることができる問題を中心に据えて提言に結びつけたいと思っている次第でございます。

専門委員会の御報告は以上のとおりでございます。

○ 委員長

ありがとうございました。

委員会を3月から始めていただいて、大変精力的にもう既に6回もやっていただいていると、現地視察も含めてやっていただいたということでございます。どうもありがとうございます。

ただいま御報告ありました件で、何か御質問等でもございますでしょうか。

○ 委員

行政改革専門小委員会の提言後のスケジュールというのはどういうふうになっているの

か、ちょっと教えていただけませんか。

○ 事務局

小委員会の方で提言をいただきました後、その提言に基づきまして、県としてどういう対応が考えられるのかというのを、横断的あるいは個別的にまた検討いたしまして、できるものから実現に向けて努力していくというようなことを考えている次第でございます。現時点では、まだ提言を御議論していただいているまさに真っ最中でございますので、ちょっと抽象的な、一般的な言い方しかできませんけども、いただきましたら十分そしゃくして検討して、どういうふうな対応が必要か、どういうふう to 実現できるかということを考えていきたいと考えております。

○ 委員

市町村もかなり絡んでいる施設がありまして、例えばグラントワなんかも建設のときの位置づけというか、東西の文化交流ということで、ただ単に今使われてないとかいうことではなくて、建設意義や意図、益田の市の会館のこと、市の施設とのリンクだとかいうことがあるものですから、どうなっているのかなと思ったんですが。

○ 知事

今御検討いただいて提言いただきますのは、原則と申しますか、考え方と申しますか、あるいはいろんな経費を削減していくための手法と申しますか、そういうものをいただくわけでありまして、個別具体的にこうだという提言にはおそらくならないと思いますんで、むしろそれはこの原則、考え方に基づいて、今御指摘にあったように市町村と話をしなきゃいけないやつもあるでしょうし、あるいは組織そのものの方々と意見調整をしなくてはいけないわけでありまして、それは提言の後、具体個別に話をしていくということになるかと思えます。したがって、決まったスケジュールがあるというよりも、いわば話し合い、交渉を進めながら、具体的な案を出していくということになるかと思えます。

○ 委員長

よろしいですか。ありがとうございました。

そのほかに何かございますでしょうか。

それじゃ、小松委員さん、専門委員会の委員長として、あと、いよいよ11月に提言していただくということで、最後の取りまとめ大変でしょうが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、この改革推進会議のもとに置かれているという専門小委員会でございますが、こ

の小委員会の方で鋭意主体的に議論していただいておりますということで、私から一言申し上げたいと思います。この改革推進会議としては、今日は経過報告ということでちょうどいいわけですが、提言の前に最終報告をこの推進会議で受けるということまではしないで、時間的にもまたこのメンバーでお集まりいただくというのも申し訳ございませんから、小委員会の方でまとまりましたら提言を知事さんの方に出していただく。同時にこの改革推進会議のメンバーには提言書をお送りすることで報告に替えさせていただいてはいかがかというふうに思いますが、いかがでしょうか。そういう取り扱いでよろしいでしょうか。

それでは、事務局、そういう形でこの後よろしくお願ひしたいと思います。

今日準備させていただきました内容については以上でございますが、何か事務局からほかにごございますでしょうか。

○ 事務局

特にございません。

○ 委員長

それでは、本日予定しました議事はこれですべて終了させていただきたいと思います。

最後に、知事さん、ずっと初めから終わりまで御臨席いただいて、何か御感想等でもございましたら一言お願ひしたいと思います。

○ 知事

財政は非常に抽象的なものですから、数字がありまして、しょっちゅうやっている者でも実感との感じがなかなかつかめないところがありますし、それから個別の多くの施策の集合でありますから、個別の施策にどういうふうな影響が及ぶかということまで見ないと実際のところわからないところがあって、今日の説明もそういう意味で非常におわかりにくいところが多分多くあったんだろうと思います。なるべくそういうことをわかりやすくするように努力をいたしますし、これからもこういう会合以外におきましても、お気づきの点がありましたら御連絡等お願ひを申し上げたいと思うところであります。以上でございます。ありがとうございました。

○ 委員長

どうもありがとうございました。それでは、以上で本日の会議を終了したいと思います。皆様方、委員の皆さん、本当にありがとうございました。

なお、次回の会議というのは特段に今決まっておりますが、何か開催する必要が生

じるということがございましたら、改めて御案内を差し上げたいと思いますので、どうぞ
よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。